

責任あるサプライチェーンの推進

責任あるサプライチェーンの推進

オリンパスでは、患者さんに製品やサービスを安定的にお届けするため、サプライチェーンマネジメント(SCM)の強化を図っています。当社のESG戦略では、サプライチェーンのリスク軽減とレジリエンスを最優先事項の一つと位置づけ、サプライヤーさまとの公平・公正かつ透明な取引に基づく強固な関係の構築に取り組んでいます。

基本的な考え方・方針

当社は、2021年6月に制定した「サプライチェーン方針」によって健全で公正な取引を促し、社会の持続可能な発展に寄与することを目指しています。また、オリンパスの調達活動における環境配慮についてまとめた「オリンパスグループグリーン調達基準」も制定し、Webサイトや研修を通じてサプライチェーンにおける姿勢を社内外に示すとともに、法令・社会規範順守の強化に取り組んでいます。

2023年には、従前の「サプライヤーさまへのお願い」に代わる「オリンパスグローバルサードパーティコード」を導入しました。これは、オリンパスが期待する基本的な価値観、原則、行動基準について詳しく述べたもので、サプライヤーさまを含むサードパーティに対して適用される国内外の統一指針です。サードパーティコードでは、人権尊重や反社会的勢力の排除、汚職・賄賂などの禁止、公平・公正な取引の推進、環境への配慮など、法令・社会規範の順守を重視しています。新規サプライヤーさま選定にあたっては、選定基準の一つとして社会規範や環境基準の遵守状況を厳正に審査しています。

オリンパスのグローバル調達におけるESG戦略は、責任あるサプライチェーンを推進する上で、次の3つの重要課題を柱に掲げています。

- 1. サプライチェーンのリスク軽減とレジリエンス:** レジリエンスを強化するため、多層サプライチェーンのリスクモニタリングソリューションを導入
- 2. SCMにおける社会的コミットメント:** 「オリンパスグローバルサードパーティコード」の遵守の要請や、人権を中心としたサプライチェーンにおけるESGリスクのモニタリングなど
- 3. サプライヤーさまの環境マネジメント:** サプライヤーさまの事業活動から排出されるCO₂排出量の把握、科学的根拠に基づくCO₂排出量削減目標(Science Based Targets*)の設定要請

企業調査と改善活動

2023年3月期まで、日本の調達拠点では、継続的に取引のある世界各国の主要なサプライヤーさまを対象に、Webシステムを活用した企業調査アンケートを毎年実施してきました。

2024年3月期には、リスクソリューションの大手プロバイダーと共同で、

オリンパスグローバルサードパーティコード

1. 質の高い製品とサービスの創造
2. 安全で、互いを尊重する職場の提供
3. 法令を遵守した、倫理的な事業の実施
4. 会社情報の保護
5. お客様やビジネスパートナーを含む、ステークホルダーに対する誠実な行動
6. 良き企業市民であること

これまでのアンケート調査に代えてISO22301準拠のBCP(事業継続計画)評価とESGアセスメントの2つの包括的な評価に強化・改善し、2024年3月期末までに、世界各国のおよそ1,100のサプライヤーさまを対象に、オンラインによるBCP評価を開始しました。また、2025年度3月期初頭には、同じグループのサプライヤーさまを対象に、ESGアセスメントを実施しました。

2025年3月期後半には、調査結果を分析し、リスクの高いサプライヤーさまを特定することで、リスク緩和の取り組みに注力していきます。

人権に関する取り組み

オリンパスは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(国連指導原則)」に準拠したグローバルでの人権デューデリジェンスの活動に取り組んでいます。2022年3月期にオリンパスグループ全体を対象とした人権影響評価を実施し、その結果を踏まえ、2023年3月期には人権課題の管理状況を把握するための仕組みを策定しました。2024年3月期は、2023年3月期に策定した、オリンパスグループにおける人権課題の管理状況を把握する仕組みの運用を開始しました。強制労働、児童労働、労働時間、人道的待遇、差別・ハラスメントの排除、結社の自由、AIなど新興技術の利用といった12項目について、オリンパスグループの各国の主な法人の対応状況を調査した結果、調査した各項目は各国の適用法令に従い、適切に管理されていることが確認されました。また、新興技術、AIの人事領域への利用に関しては、各国において適用法令が策定途上ですが、オリンパスグループの各国法人においては、今後着目すべき課題であるとの認識に至りました。今回の調査を踏まえ、今後も調査項目や実施プロセスを見直し、改善を行いながら定期的に実施していくことで、PDCAを定着させ、法令順守にとどまらない取り組みを深化させていきます。

また、2023年3月期に日本拠点の製造拠点1カ所に対して行った人権影響評価を通じて、オリンパスグループが目標にしていく人権の基準をグループ内で共有する必要性を認識しました。そこで、オリンパスグローバル行動規範および人権方針に従い、「オリンパスグループ人権ガイドライン(仮称)」の策定に着手しました。このガイドラインには、人権課題8項目(労働時間、賃金と報酬、ハラスメント・暴力、非差別・機会均等、結社の自由・団体交渉権、児童・若年労働、強制労働、労働安全衛生)と苦情処理・救済について、オリンパスグループ共通で適用する具体的な要件を記しています。このガイドラインは、今後、人権課題の管理状況の把握や評価を行う際にも活用していきます。

人権に関する啓発に関しては、2023年3月期にサプライチェーンにおける人権尊重の責任と、各国法制度の概要を紹介するeラーニング等を用いてグローバルで実施しました。日本国内では、8,998名(受講率:94%)が受講しました。今後も、定期的に啓発活動を行い、従業員の人権に関する意識向上に取り組んでいきます。

* Science Based Targetsに関する情報は、<https://sciencebasedtargets.org>をご参照ください。

詳しくはWEBをご覧ください

調達: <https://www.olympus.co.jp/csr/social/procurement/>
 オリンパスグローバルサードパーティコード: https://www.olympus.co.jp/csr/governance/third_party_global
 人権: <https://www.olympus.co.jp/csr/social/human-rights/>